○神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則(第1条関係)

新	旧
目次	目次
第1章 総則(第1条~ <u>第3条の4</u>)	第1章 総則(第1条〜 <u>第3条の2</u>)
第2章~第4章 (略)	第2章~第4章 (略)
第5章 特定行為の制限等	第5章 特定行為の制限等
第1節 (略)	第1節 (略)
第2節 炭化水素系物質を使用する作業の制限(第42条)	第2節 炭化水素系物質を使用する作業の制限(第42条・第43条)
第3節 排煙の排出の制限をする港湾等 (<u>第43条</u>)	第3節 排煙の排出の制限をする港湾等(<u>第44条</u>)
第4節 石綿排出等工事における石綿の飛散の防止(第44条~第44条の6)	(新設)
第 5 節 拡声機騒音の規制(第45条・第46条)	
第6節 飲食店等における夜間騒音の防止 (第47条~第48条の3)	第5節 飲食店等における夜間騒音の防止(第47条~第48条の3)
第6章~第11章 (略)	第6章~第11章 (略)
附則	附則
第1章 総則	第1章 総則
第1条~第3条の2 (略)	第1条~第3条の2 (略)
(吹付け石綿等)	(新規)
第3条の3 条例第2条第16号に規定する規則で定める建築材料は、次に掲げ	
る建築材料とする。	
- (1) 吹付け石綿	
(2) 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材(前号に掲げるものを除	
<u> </u>	
(石綿排出等作業)	(新規)
第3条の4 条例第2条第17号に規定する規則で定める作業は、次に掲げる作	
業とする。	
(1) 吹付け石綿等が使用されている建築物等を解体する作業	
(2) 吹付け石綿等が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業	
第5章 特定行為の制限等	第5章 特定行為の制限等
第1節 (略)	第1節 (略)
第2節 炭化水素系物質を使用する作業の制限	第2節 炭化水素系物質を使用する作業の制限

(略) 第42条

(削除)

第3節 排煙の排出の制限をする港湾等

(排煙の排出の制限をする港湾等)

第43条 条例第51条に規定する規則で定める港湾は、横浜港及び川崎港とし、 これらの区域は、港湾法(昭和25年法律第218号)第33条第2項において準用 する同法第4条第4項の規定により横浜市及び川崎市の定める港湾区域とす

新

2 条例第51条に規定する規則で定める濃度は、リンゲルマン濃度1度とする。2 条例第52条に規定する規則で定める濃度は、リンゲルマン濃度1度とする。 ただし、総トン数が3,000トン未満の船舶については、この限りでない。

第4節 石綿排出等工事における石綿の飛散の防止

(管理体制の整備)

- 第44条 条例第52条の規定による管理体制の整備は、次に掲げるところにより 行わなければならない。
- (1) 石綿排出等工事の発注者及び元請業者又は自主施工者、石綿排出等作業 を実施する事業者並びに条例第52条の3の規定による測定を実施する事業 者からなる管理体制を整備すること。
- (2) 石綿排出等作業に係る管理、条例第52条の2の規定による周知、条例第 52条の3の規定による測定並びに条例第52条の7第1項の規定による通報 及び措置に関する分担及び非常時の連絡に必要な事項を明らかにした管理 体制図を作成すること。

(住民等への周知)

- 第44条の2 条例第52条の2の規定による周知は、大気汚染防止法施行規則(昭 和46年厚生省、通商産業省令第1号) 第16条の4第2号の規定による掲示板 の設置を除くほか、説明会の開催、戸別の訪問、印刷物の配布その他の方法 により行うものとする。
- 2 条例第52条の2の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 石綿排出等工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名(法人にあ っては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (2) 石綿排出等工事の元請業者又は自主施工者の連絡先
- (3) 石綿排出等工事の場所、予定期間その他の概要

第42条 (略)

第43条 削除

第3節 排煙の排出の制限をする港湾等

(排煙の排出の制限をする港湾等)

|第44条 条例第52条に規定する規則で定める港湾は、横浜港及び川崎港とし、 これらの区域は、港湾法(昭和25年法律第218号)第33条第2項において準用 する同法第4条第4項の規定により横浜市及び川崎市の定める港湾区域とす

旧

ただし、総トン数が3,000トン未満の船舶については、この限りでない。

(新規)

(新規)

(新規)

(4) 吹付け石綿等の種類及び使用篦所 (6) 石綿赤田学作業の種類及びで定期間 (6) 石綿赤野シ条の3の規則で定める工事は、大気汚染防止法施第18条の (6) 石綿の飛波をが止さかてみの措置の概要 (大気中の石綿濃度等の測定) 第44条の3 条何第52条の3の規則で定める工事は、大気汚染防止法施第18条の 2の利度により大気汚染防止法施行規則別表第7の10項下欄イ及びロに掲 げる事項を遵守して作業を行わなければならない工事(同表の6の項下欄イの規定により同表の1の項下欄イ及びロに掲げる事項を遵守して作業を行わなければならない場合を含む。)とする。 2 条例第52条の3の規定による大気中の石綿の濃度等の測定は、大気汚染防止法施行規則別表第7の10項下欄イの規定により隔離した場所ごとに、知事が別に変める測定の方法により、次に掲げる時期及び頻度により行わなければならない。 (1) 初めて吹付け石綿等の除去を行う目における当該除去の開始後の速やかな時期 (2) 吹付け石綿等の除去を行う目における当該除去の開始後の速やかな時期 (2) 吹付け石綿等の除去を行う間において、7日を超えない期間につき1回以上 3 条例第52条の3の規定による測定の結果は、測定の年月日及び時刻、測定時の天候、測定者、測定箇所、測定方法並びに測定時の石綿排出等作業の表施状況(その周囲の状況を含む。)を明らかにして記録し、その記録を3年間依存しなければならない。 (新規) 第44条の4 条例第52条の5第1項及び第2項の規定による届出は、石綿排出等作業の表での報告 第44条の4 条例第52条の6の規定による報告は、石綿排出等作業を3 不		
(新規) 「(5)	新	旧
(新規) 第4条の3 条例第52条の3の規則で定める工事は、大気汚染防止法第18条の2の規定により大気汚染防止法施行規則別表第7の1の項下欄で及び口に掲げる事項を遵守して作業を行わなければならない工事(固表の6の項下欄での規定により両表の1の項下欄で及び口に掲げる事項を遵守して作業を行わなければならない工事(固表の6の項下欄での規定により同義の1の項下欄である地では、大気汚染防止法施行規則別表第7の1の項下欄である地では、大気汚染防止法施行規則別表第7の1の項下欄である地では、大気汚染防止法施行規則別表第7の1の項下欄である地では、大気汚染防止法施行規則別表第7の1の項下欄である地では、大気汚染防止法施行規則別表第7の1の項下欄である地では、大気汚染防止法を行う規則である地での方法により、次に掲げる時期及び頻度により行わなければならない。 (1) 初めて吹付け石綿等の除去を行う目における当該除去の開始後の速やかな時期 (2) 吹付け石綿等の除去を行う期間において、7日を超えない期間につき1回以上 3 条例第52条の3の規定による測定の結果は、測定の年月日及び時刻、測定時の天候、測定高所、測定方法並びに測定時の石綿排出等作業の表施状況であるの規定による測定の結果は、過度の年月日及び時刻、測定時の大候、測定高所、測定方法並びに測定的の石綿排出等作業の表面状況であるが表面による原とである。 (新規) 第44条の4 条例第52条の5 第 1 項及び第 2 項の規定による届出は、石綿排出等作業の完了の報告)第44条の4 条例第52条の6 前規定による報告は、石綿排出等作業の完了の報告)第44条の5 条例第52条の6 例建による報告は、石綿排出等作業の完了の報告)第44条の5 条例第52条の6 例建による報告は、石綿排出等作業を下報告書(第29号様式)により行うものとする。	(4) 吹付け石綿等の種類及び使用箇所	
(大気中の石綿濃度等の測定) 第44条の3 条何第52条の3の規則で定める工事は、大気汚染防止法第18条の2の規定により大気汚染防止法施行規則別表第7の1の項下欄イ及びロに掲げる事項を遵守して作業を行わなければならない工事(同表の6の項下欄イの規定により同表の1の項下欄イ及び口に掲げる事項を遵守して作業を行わなければならない場合を含む。)とする。 2 条例第52条の3の規定による大気中の石綿の濃度等の測定は、大気汚染防止法施行規則別表第7の1の項下欄イの規定により隔離した場所ごとに、知事が別に定める測定の方法により、次に掲げる時期及び頻度により行わなければ定める測定の方法により、次に掲げる時期及び頻度により行わなければならない。 (1) 初めて吹付け石綿等の除去を行う目における当該除去の開始後の速やかな時期 (2) 吹付け石綿等の除去を行う期間において、7日を超えない期間につき1回以上 3 条例第52条の3の規定による測定の結果は、測定の年月日及び時刻、測定時の天候、測定着下、測定方法並びに測定時の石綿排出等作業の実施状況(その周囲の状況を含む。)を明らかにして記録し、その記録を3年間保存しなければならない。 (石綿排出等作業に係る届出) 第44条の4 条例第52条の5第1項及び第2項の規定による届出は、石綿排出等作業で完了の報告) 第44条の4 条例第52条の6の規定による報告は、五綿排出等作業完了報告書には、近期第62条の6の規定による報告は、石綿排出等作業完了報告書には、近期第62条の6の規定による報告は、五綿排出等作業完了報告書には、近期第62条の6の規定による報告は、五綿排出等作業完了報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	(5) 石綿排出等作業の種類及び予定期間	
第44条の3 条例第52条の3の規則で定める工事は、大気汚染防止法第18条の20の規定により大気汚染防止法施行規則別表第7の1の項下欄々及びに指掲行数事項を遵守して作業を行わなければならない工事(同表の6の項下欄への規定により同表の1の項下欄付及びに指掲げる事項を適守して作業を行わなければならない場合を含む。)とする。 2 条例第52条の3の規定による大気中の石綿の濃度等の測定は、大気汚染防止法施行規則別表第7の1の項下欄へ規定により隔離した場所ごとに、知事が別に定める測定の方法により、次に掲げる時期及び頻度により行わなければならない。 (1) 初めて吹付け石綿等の除去を行う月における当該除去の開始後の速やかな時期 (2) 吹付け石綿等の除去を行う月における当該除去の開始後の速やかな時期 (3) 条例第52条の3の規定による測定の結果は、測定の年月日及び時刻、測定時の天候、測定者、測定箇所、測定方法並びに測定時の石綿排出等作業の実施状況(その周囲の状況を含む。)を明らかにして記録し、その記録を3年間保存しなければならない。 (石綿排出等作業で係る届出) 第44条の4 条例第52条の6の規定による制度による福出は、石綿排出等作業の完了の報告) 第44条の5 条例第52条の6の規定による報告は、石綿排出等作業完了取せ告書(第29号様式)により行うものとする。 (新規) 第45条の5 条例第52条の6の規定による報告は、石綿排出等作業完定了の報告)	<u>(6)</u> 石綿の飛散を防止するための措置の概要	
20の規定により大気汚染防止法施行規則別表第7の1の項下欄イ及びロに掲げる事項を遵守して作業を行わなければならない工事(同表の6の項下欄イの規定により同表の1の項下欄イ及びロに掲げる事項を遵守して作業を行わなければならない場合を含む。)とする。 2 条例第52条の3の規定による大気中の石綿の濃度等の測定は、大気汚染防止法施行規則別表第7の1の項下欄イの規定により隔離した場所ごとに、知事が別に定める測定の方法により、次に掲げる時期及び頻度により行わなければならない。 (1) 初めて吹付け石綿等の除去を行う目における当該除去の開始後の速やかな時期 (2) 吹付け石綿等の除去を行う期間において、7日を超えない期間につき1回以上 3 条例第52条の3の規定による測定の結果は、測定の年月日及び時刻、測定時の天候、測定者、測定箇所、測定方法並びに測定時の石綿排出等作業の表施状況(その問題の状況を含む。)を明らかにして記録し、その記録を3年間保存しなければならない。 (石綿排出等作業に係る届出) 第44条の4 条例第52条の5第1項及び第2項の規定による届出は、石綿排出等作業の完丁の報告 第44条の5 条例第52条の6の規定による報告は、石綿排出等作業完了報告書(第20号様式)により行うものとする。 (新規) 第44条の5 条例第52条の6の規定による報告は、石綿排出等作業完了報告書(第20号様式)により行うものとする。 (新規)	(大気中の石綿濃度等の測定)	(新規)
げる事項を遵守して作業を行わなければならない工事(同表の6の項下欄イの規定により同表の1の項下欄イ及びロに掲げる事項を遵守して作業を行わなければならない場合を含む。)とする。 2 条例第52条の3の規定による大気中の石綿の濃度等の測定は、大気汚染防止法施行規則別表第7の1の項下欄イの規定により隔離した場所ごとに、知事が別に定める測定の方法により、次に掲げる時期及び頻度により行わなければならない。 (1) 初めて吹付け石綿等の除去を行う目における当該除去の開始後の速やかな時期 (2) 吹付け石綿等の除去を行う間において、7日を超えない期間につき1回以上 3 条例第52条の3の規定による測定の結果は、測定の年月日及び時刻、測定時の天候、測定着、測定箇所、測定方法並びに測定時の石綿排出等作業の表施状況(その周囲の状況を含む。)を明らかにして記録し、その記録を3年間保存しなければならない。 (石綿排出等作業に係る届出) 第44条の4 条例第52条の5第1項及び第2項の規定による届出は、石綿排出等作業の全の分割を2項の規定による組出は、石綿排出等作業の全の分割を2項の規定による届出は、石綿排出等作業の完了の報告) 第44条の4 条例第52条の5第1項及び第2項の規定による届出は、石綿排出等作業の完了の報告) 第44条の5 条例第52条の6の規定による報告は、石綿排出等作業完了報告書(第20号様表)により行うものとする。 (新規)	第44条の3 条例第52条の3の規則で定める工事は、大気汚染防止法第18条の	
の規定により同表の1の項下欄イ及び口に掲げる事項を遵守して作業を行わなければならない場合を含む。)とする。 2 条例第52条の3の規定による大気中の石綿の濃度等の測定は、大気汚染防止法施行規則別表第7の1の項下欄イの規定により隔離した場所ごとに、知事が別に定める測定の方法により、次に掲げる時期及び頻度により行わなければならない。 (1) 初めて吹付け石綿等の除去を行う日における当該除去の開始後の速やかな時期 (2) 吹付け石綿等の除去を行う期間において、7日を超えない期間につき1回以上 3 条例第52条の3の規定による測定の結果は、測定の年月日及び時刻、測定時の天候、測定者、測定箇所、測定方法並びに測定時の石綿排出等作業の実施状況(その周囲の状況を含む。)を明らかにして記録し、その記録を3年間保存しなければならない。 (石綿排出等作業に係る届出) 第44条の4 条例第52条の5第1項及び第2項の規定による届出は、石綿排出等作業で係る届出は、石綿排出等作業で係る届出は、活納非出等作業で係る所と出きによる報告は、石綿排出等作業で完了の報告) 第44条の4 条例第52条の6の規定による報告は、石綿排出等作業で見計画等届出書(第19号様式)により行うものとする。 (新規) 第44条の5 条例第52条の6の規定による報告は、石綿排出等作業で完了の報告) 第44条の5 条例第52条の6の規定による報告は、石綿排出等作業で完了の報告)	20の規定により大気汚染防止法施行規則別表第7の1の項下欄イ及び口に掲	
なければならない場合を含む。)とする。 2 条例第52条の3の規定による大気中の石綿の濃度等の測定は、大気汚染防止洗施行規則別表第7の1の項下欄イの規定により隔離した場所ごとに、知事が別に定める測定の方法により、次に掲げる時期及び頻度により行わなければならない。 (1) 初めて吹付け石綿等の除去を行う目における当該除去の開始後の速やかな時期 (2) 吹付け石綿等の除去を行う期間において、7日を超えない期間につき1回以上 3 条例第52条の3の規定による測定の結果は、測定の年月日及び時刻、測定時の天候、測定着、測定箇所、測定方法並びに測定時の石綿排出等作業の実施状況(その周囲の状況を含む。)を明らかにして記録し、その記録を3年間保存しなければならない。 (新規) (石綿排出等作業に係る届出) 第4条の4 条例第52条の5第1項及び第2項の規定による届出は、石綿排出等作業に係る届出書(第19号様式)により行うものとする。 (新規) 第44条の5 条例第52条の6の規定による報告は、石綿排出等作業完了報告書(第20号様式)により行うものとする。 (新規) 第44条の5 条例第52条の6の規定による報告は、石綿排出等作業完了報告書(第20号様式)により行うものとする。 (新規)	<u>げる事項を遵守して作業を行わなければならない工事(同表の6の項下欄イ</u>	
2 条例第52条の3の規定による大気中の石綿の濃度等の測定は、大気汚染防止法施行規則別表第7の1の項下欄イの規定により隔離した場所ごとに、知事が別に定める測定の方法により、次に掲げる時期及び頻度により行わなければならない。 (1) 初めて吹付け石綿等の除去を行う日における当該除去の開始後の速やかな時期 (2) 吹付け石綿等の除去を行う期間において、7日を超えない期間につき1回以上 3 条例第52条の3の規定による測定の結果は、測定の年月日及び時刻、測定時の天候、測定者、測定箇所、測定方法並びに測定時の石綿排出等作業の実施状況(その周囲の状況を含む。)を明らかにして記録し、その記録を3年間保存しなければならない。 (石綿排出等作業に係る届出) 第44条の4 条例第52条の55第1項及び第2項の規定による届出は、石綿排出等作業で展の規定による届出書(第19号様式)により行うものとする。 (石綿排出等作業の完了の報告) 第44条の5 条例第52条の6の規定による報告は、石綿排出等作業で了報告書(第20号様式)により行うものとする。 (新規)		
止法施行規則別表第 7 の 1 の項下欄イの規定により隔離した場所ごとに、知事が別に定める測定の方法により、次に掲げる時期及び頻度により行わなければならない。 (1) 初めて吹付け石綿等の除去を行う目における当該除去の開始後の速やかな時期 (2) 吹付け石綿等の除去を行う期間において、7 日を超えない期間につき 1 回以上 3 条例第52条の 3 の規定による測定の結果は、測定の年月日及び時刻、測定時の天候、測定者、測定箇所、測定方法並びに測定時の石綿排出等作業の実施状況(その周囲の状況を含む。)を明らかにして記録し、その記録を 3 年間保存しなければならない。 (石綿排出等作業に係る届出) 第44条の4 条例第52条の5第1項及び第2項の規定による届出は、石綿排出等作業で理計画等届出書(第19号様式)により行うものとする。 (石綿排出等作業の完了の報告) 第44条の5 条例第52条の6の規定による報告は、石綿排出等作業完了報告書(第20号様式)により行うものとする。 (新規) 第44条の5 条例第52条の6の規定による報告は、石綿排出等作業完了報告書(第20号様式)により行うものとする。 (新規)		
事が別に定める測定の方法により、次に掲げる時期及び頻度により行わなければならない。 (1) 初めて吹付け石綿等の除去を行う日における当該除去の開始後の速やかな時期 (2) 吹付け石綿等の除去を行う期間において、7日を超えない期間につき1回以上 3 条例第52条の3の規定による測定の結果は、測定の年月日及び時刻、測定時の天候、測定者、測定箇所、測定方法並びに測定時の石綿排出等作業の実施状況(その周囲の状況を含む。)を明らかにして記録し、その記録を3年間保存しなければならない。 (石綿排出等作業に係る届出) 第44条の4 条例第52条の5第1項及び第2項の規定による届出は、石綿排出等件業で理計画等届出書(第19号様式)により行うものとする。 (新規) 第44条の5 条例第52条の6の規定による報告は、石綿排出等作業完了報告書(第20号様式)により行うものとする。 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	2 条例第52条の3の規定による大気中の石綿の濃度等の測定は、大気汚染防	
ればならない。 (1) 初めて吹付け石綿等の除去を行う日における当該除去の開始後の速やかな時期 (2) 吹付け石綿等の除去を行う期間において、7日を超えない期間につき1回以上 3 条例第52条の3の規定による測定の結果は、測定の年月日及び時刻、測定時の天候、測定者、測定箇所、測定方法並びに測定時の石綿排出等作業の実施状況(その周囲の状況を含む。)を明らかにして記録し、その記録を3年間保存しなければならない。 (石綿排出等作業に係る届出) 第44条の4 条例第52条の5第1項及び第2項の規定による届出は、石綿排出等作業で理計画等届出書(第19号様式)により行うものとする。 (石綿排出等作業の完了の報告) 第44条の5 条例第52条の6の規定による報告は、石綿排出等作業完了報告書(第20号様式)により行うものとする。 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。		
(1) 初めて吹付け石綿等の除去を行う目における当該除去の開始後の速やかな時期 (2) 吹付け石綿等の除去を行う期間において、7日を超えない期間につき1回以上 3 条例第52条の3の規定による測定の結果は、測定の年月日及び時刻、測定時の天候、測定者、測定箇所、測定方法並びに測定時の石綿排出等作業の実施状況(その周囲の状況を含む。)を明らかにして記録し、その記録を3年間保存しなければならない。 (石綿排出等作業に係る届出) 第44条の4 条例第52条の5第1項及び第2項の規定による届出は、石綿排出等作業管理計画等届出書(第19号様式)により行うものとする。 (石綿排出等作業の完了の報告) 第44条の5 条例第52条の6の規定による報告は、石綿排出等作業完了報告書(第29号様式)により行うものとする。 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	事が別に定める測定の方法により、次に掲げる時期及び頻度により行わなけ	
<u>かな時期</u> (2) 吹付け石綿等の除去を行う期間において、7日を超えない期間につき 1 回以上 3 条例第52条の3の規定による測定の結果は、測定の年月日及び時刻、測定時の天候、測定者、測定箇所、測定方法並びに測定時の石綿排出等作業の実施状況(その周囲の状況を含む。)を明らかにして記録し、その記録を3年間保存しなければならない。 (石綿排出等作業に係る届出) 第44条の4 条例第52条の5第1項及び第2項の規定による届出は、石綿排出等作業管理計画等届出書(第19号様式)により行うものとする。 (石綿排出等作業の完了の報告) 第44条の5 条例第52条の6の規定による報告は、石綿排出等作業完了報告書(第20号様式)により行うものとする。 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。		
(2) 吹付け石綿等の除去を行う期間において、7日を超えない期間につき1回以上 3 条例第52条の3の規定による測定の結果は、測定の年月日及び時刻、測定時の天候、測定者、測定箇所、測定方法並びに測定時の石綿排出等作業の実施状況(その周囲の状況を含む。)を明らかにして記録し、その記録を3年間保存しなければならない。 (石綿排出等作業に係る届出) 第44条の4 条例第52条の5第1項及び第2項の規定による届出は、石綿排出等作業管理計画等届出書(第19号様式)により行うものとする。 (石綿排出等作業の完了の報告) 第44条の5 条例第52条の6の規定による報告は、石綿排出等作業完了報告書(第20号様式)により行うものとする。 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	(1) 初めて吹付け石綿等の除去を行う日における当該除去の開始後の速や	
回以上 3 条例第52条の3の規定による測定の結果は、測定の年月日及び時刻、測定 時の天候、測定者、測定箇所、測定方法並びに測定時の石綿排出等作業の実施状況(その周囲の状況を含む。)を明らかにして記録し、その記録を3年 間保存しなければならない。 (石綿排出等作業に係る届出)	<u>かな時期</u>	
3 条例第52条の3の規定による測定の結果は、測定の年月日及び時刻、測定時の天候、測定箇所、測定方法並びに測定時の石綿排出等作業の実施状況(その周囲の状況を含む。)を明らかにして記録し、その記録を3年間保存しなければならない。 (石綿排出等作業に係る届出) 第44条の4 条例第52条の5第1項及び第2項の規定による届出は、石綿排出等作業管理計画等届出書(第19号様式)により行うものとする。 (石綿排出等作業の完了の報告) 第44条の5 条例第52条の6の規定による報告は、石綿排出等作業完了報告書(第20号様式)により行うものとする。 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	(2) 吹付け石綿等の除去を行う期間において、7日を超えない期間につき1	
時の天候、測定者、測定箇所、測定方法並びに測定時の石綿排出等作業の実施状況(その周囲の状況を含む。)を明らかにして記録し、その記録を3年間保存しなければならない。 (石綿排出等作業に係る届出) 第44条の4 条例第52条の5第1項及び第2項の規定による届出は、石綿排出等作業管理計画等届出書(第19号様式)により行うものとする。 (石綿排出等作業の完了の報告) 第44条の5 条例第52条の6の規定による報告は、石綿排出等作業完了報告書(第20号様式)により行うものとする。 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	<u>回以上</u>	
施状況 (その周囲の状況を含む。) を明らかにして記録し、その記録を3年間保存しなければならない。 (石綿排出等作業に係る届出) 第44条の4 条例第52条の5第1項及び第2項の規定による届出は、石綿排出等作業管理計画等届出書(第19号様式)により行うものとする。 (石綿排出等作業の完了の報告) 第44条の5 条例第52条の6の規定による報告は、石綿排出等作業完了報告書(第20号様式)により行うものとする。 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	3 条例第52条の3の規定による測定の結果は、測定の年月日及び時刻、測定	
間保存しなければならない。 (石綿排出等作業に係る届出) (新規) 第44条の4 条例第52条の5第1項及び第2項の規定による届出は、石綿排出 等作業管理計画等届出書(第19号様式)により行うものとする。 (石綿排出等作業の完了の報告) (新規) 第44条の5 条例第52条の6の規定による報告は、石綿排出等作業完了報告書 (第20号様式)により行うものとする。 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	時の天候、測定者、測定箇所、測定方法並びに測定時の石綿排出等作業の実	
(石綿排出等作業に係る届出) (新規) 第44条の4 条例第52条の5第1項及び第2項の規定による届出は、石綿排出 等作業管理計画等届出書(第19号様式)により行うものとする。 (石綿排出等作業の完了の報告) (新規) 第44条の5 条例第52条の6の規定による報告は、石綿排出等作業完了報告書 (第20号様式)により行うものとする。 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	施状況(その周囲の状況を含む。)を明らかにして記録し、その記録を3年	
第44条の4 条例第52条の5第1項及び第2項の規定による届出は、石綿排出 等作業管理計画等届出書(第19号様式)により行うものとする。 (石綿排出等作業の完了の報告) 第44条の5 条例第52条の6の規定による報告は、石綿排出等作業完了報告書 (第20号様式)により行うものとする。 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	間保存しなければならない。	
等作業管理計画等届出書(第19号様式)により行うものとする。 (新規) (石綿排出等作業の完了の報告) (新規) 第44条の5 条例第52条の6の規定による報告は、石綿排出等作業完了報告書 (第20号様式)により行うものとする。 (第20号様式)により行うものとする。 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	(石綿排出等作業に係る届出)	(新規)
(石綿排出等作業の完了の報告) (新規) (新規) (新規) (第44条の5 条例第52条の6の規定による報告は、石綿排出等作業完了報告書 (第20号様式)により行うものとする。 (第10の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	第44条の4 条例第52条の5第1項及び第2項の規定による届出は、石綿排出	
第44条の5 条例第52条の6の規定による報告は、石綿排出等作業完了報告書 (第20号様式)により行うものとする。 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	等作業管理計画等届出書(第19号様式)により行うものとする。	
	(石綿排出等作業の完了の報告)	(新規)_
2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	第44条の5 条例第52条の6の規定による報告は、石綿排出等作業完了報告書	
<u> </u>	(第20号様式) により行うものとする。	
(1) A P MENO A O O O DE TO O TO DE TO O TO O METER A MILES A DE TO DE TO O DE	2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	
<u>(1)</u> 条例第52条の3の規定により大気中の石綿の濃度等を測定した場合にあ	(1) 条例第52条の3の規定により大気中の石綿の濃度等を測定した場合にあ	
っては、当該測定結果	っては、当該測定結果	
(2) 大気汚染防止法第18条の23第1項又は第2項の記録	(2) 大気汚染防止法第18条の23第1項又は第2項の記録	
(非常時の措置の報告) (新規)	(非常時の措置の報告)	_(新規)_
第44条の 6 条例第52条の 7 第 2 項の規定による報告は、石綿飛散防止に係る	第44条の6 条例第52条の7第2項の規定による報告は、石綿飛散防止に係る	

応急措置等報告書(第21号様式)により行うものとする。

第5節 (略)

第6節 (略)

第11章 雑則

(申請書等の提出部数等)

|第94条 条例又はこの規則に基づき知事に提出する申請書等の提出部数は、次 |第94条 条例又はこの規則に基づき知事に提出する申請書等の提出部数は、次 に掲げる部数とする。

- (1) (略)
- (2)条例第42条第1項及び第2項、第6章第4節及び第6節、第7章第2節 並びに第12章第3節の規定により知事に提出する書類は、正本1通とする。
- (3) (略)

2 (略)

別表第17 (第93条の2関係)

環境汚染の原因物質及び基準値

- 1 媒体別分類
- (1) 大気

物質	基準値	測定方法
(略)		
石綿	1本/0以下	知事が別に定める測定 の方法

(2)(3) (略)

(略)

第4節 (略)

第5節 (略)

第11章 雑則

(申請書等の提出部数等)

に掲げる部数とする。

旧

- (1) (略)
- (2)条例第42条第1項及び第2項、第6章第5節、第7章第2節並びに第12 章第3節の規定により知事に提出する書類は、正本1通とする。
- (3) (略)
- 2 (略)

別表第17 (第93条の2関係)

環境汚染の原因物質及び基準値

- 1 媒体別分類
- (1) 大気

物質	基準値	測定方法
(略)		
(新規)		

(2)(3) (略)

(略)

	縦長型) 炭化水素系物質の	5 20 条関係)(付表 5 の 2) (用紙 日本産業規格 A D排出に係る施設の設備概要書及び排出防止処理方法概要書 5 貯蔵施設、出荷施設及び給油施設の設備の概要				
1 別表第1の68の項に掲げる貯蔵施設、出荷施設及び給油施設の設備の概要 炭化水素系物質を排出 する施設の種類 排出防止処理設備	1 別表第1の68の項に掲げる 炭化水素系物質を排出	る貯蔵施設、出荷施設及び給油施設の設備の概要 1				
する 施 設 の 種 類 排出防止処理設備		Barrier Brancher Homer Control				
貯蔵施設 □ 浮屋根式 □ 排出防止効果を有する装置	チの施収が強	排出防止処理設備				
	貯蔵施設	□ 浮屋根式 □ 排出防止効果を有する装置				
□ 排出濃度が8容量%以下の排出防止装置 □ 除去率が80%以上(温度20℃)の排出防止装置	出荷施設	□ 排出濃度が8容量%以下の排出防止装置□ 除去率が80%以上(温度20℃)の排出防止装置				
給油施設□ 蒸気返還方式接続設備□ 吸着式処理設備□ での他()	給油施設 排出防止処理設備の概要	□ 蒸気返還方式接続設備				
排出防止処理設備の概要 添 □ 作業の工程及び位置を明らかにする図面(排気配管を含む。) 付 □ 貯蔵施設、出荷施設及び給油施設の構造を明らかにする図面 類 □ 排出防止処理設備の規模、能力及び構造を明らかにする図面及び設計計算書 備考 1 □のある欄には、該当する□内に ▶ 印を記入してください。 2 排出防止処理設備の概要の欄には、複数の施設がある場合は、施設ごとに記入してください。 3 添付書類の欄には、添付した書類については□内に ▶ 印を記入してください。	付書 類	Z置を明らかにする図面 (排気配管を含む。) 直設及び給油施設の構造を明らかにする図面 前の規模、能力及び構造を明らかにする図面及び設計計算書 該当する□内に ▶ 印を記入してください。 備の概要の欄には、複数の施設がある場合は、施設ごとに記入してくだ は、添付した書類については□内に ▶ 印を記入してください。				

指定施設から排炭化水素系特定物		排出濃度 (ppm)			排出防止処	理の有無	ŧ	
ロ ベンゼン				有	(除去率	%)		無
ロートルエン				有	(除去率	%)		無
ロ キシレン	ĺ			有	(除去率	%)		無
□ トリクロロエ	チレン			有	(除去率	%)		無
□ テトラクロロ	エチレン			有	(除去率	%)		無
□ ジクロロメタ	>			有	(除去率	%)		無
□ ホルムアルデ	ヒド			有	(除去率	%)		無
ロ フェノール		j		有	(除去率	%)		無
排出防止処理方法	設備の処理	□ 吸着 □ ? □ その他(種類、名称及 能力(処理ガス量! の 実高さ、	び型式 Nm [#] /h)	(然燒)
排出防止処理 方法の概要								
付 掛出防止		を明らかにする図面 明らかにする書類 位置図	前 (排気配	管を	含む。)			

- 備考 1 □のある欄には、該当する□内に 1 印を記入してください。
 - 2 排出防止処理方法の概要の欄には、複数の処理方式を用いる場合は、処理方式ごとに記 入してください。
 - 3 添付書類の欄には、添付した書類については□内に ▶印を記入してください。

口 ベンゼン □ 有 (除去率 %) 口無 □ トルエン □ 有 (除去率 %) 口無 口 キシレン □ 有 (除去率 %) 口無 □ トリクロロエチレン □ 有 (除去率 %) 口無 □ テトラクロロエチレン □ 有 (除去率 %) 口無 □ ジクロロメタン %) 口無 □ 有 (除去率 □ ホルムアルデヒド □ 有 (除去率 %) 口無

□ フェノール		□ 有 (除去率	%) 口無
排出防止処理方法	処理方式 □ 吸着 □ で □ その他(設備の種類、名称及 設備の処理能力(処理ガス量N 排出口の実高さ、	√m³/h) ()
付書 口排出防止	「程及び位置を明らかにする図面 と処理方法を明らかにする書類 なの排出口の位置図	「(排気配管を含む。)	

- 備考 1 □のある欄には、該当する□内に ▶ 印を記入してください。
 - 2 排出防止処理方法の概要の欄には、複数の処理方式を用いる場合は、処理方式ごとに記 入してください。
 - 3 添付書類の欄には、添付した書類については□内に ▶印を記入してください。

								新								旧												
6 号様式の3 (第23条関係)(表)(用紙 日本産業規格A4縦長型) 特例構置による指定事業所設置届出書							第 1	6 号様	(式)) 3 (第 2:					(用紙		本産業規 1書										
神多	奈川	県知事	殿									£	F 月	日		神奈	川県知	中殿									年	月 日
									郵便番住 氏代理人	所名(法/称)	人にあっ 及び代表 氏名	ては、名者の氏名		(P)										郵便者住 氏代理力	所	人にあっては、 及び代表者の) ・氏名	,名) 氏名	0
神指定事業所の	奈川		環境ℓ	保全称		トる 条	条例第1	7条第4	1項の規	定によ	り関係	書類を添え	とて届け出	ます。		神奈指定事業所	名	上活環境	の保全	1 35	する	条例第	517条第	4項の規	見定に』	たり関係書類を	と添えて	届け出ます。
所の名称等	Ð	ŕ	在	地												所の名称等	所	在	地	ke								
		指定	作業の	つ種類	(作業都	番号)		指定	施設の種	重類	施設の	規模及び能力	力 設置	台数				指定作業	巻の種類	〔作	業番号	r)	指	定施設の	種類	施設の規模及	び能力	設置台数
					()													()						
指定事					()									指定事				()						
指定事業所で行う指定作業					()									指定事業所で行う	-3			()						
う指定					()				7.0					う指定作業				()						
作業					()									作業	_			()						
					()													()						
		DOMESTIC STREET			()											\$35,000,000 = \$1.0 o ***	e agous	()						
4		措置事 届出年		書					年	月	日					村		置利用届 出年月日						年	月	Ħ		
	指定	〔施設σ 年月		完了					年	月	日					1		設の設情 年月日	置完了					年	月	Ħ		

号様式の4(第23条の2	新	略)		笠 16 旦	「十关-	式の4(第 23 条の2月	旧 (1 元) (1	略)	
面)		哈)	i	第 16 万		八04 (第23条の2)		哈)	
変更の概要					変更の概要				
変更理由					変更理由				
特例措置事前届出書 届 出 年 月 日	年 月 日					列措置利用届出書 出 年 月 日	年 月 日		
変 更 完 了 日	年 月 日				変年	更 完 了 月 日	年 月 日		
指定	施設の設置状	記 置			指定	施設の設置状法		台 数	
指定作業の種類 (作業番号)	指定施設の種類	変更前	変更後		- 1	指定作業の種類 (作業番号)	指定施設の種類	変更前	変更後
()						()			
()						()			
()						()			
()						()			
()						()			
()				:		()			-
()						χ)			
()						()			
()						()			
面) (略)				(3面)		(略)			

新	旧
号様式の5 (第23条の3関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)	第 16 号様式の 5 (第 23 条の 3 関係)(用紙 日本産業規格 A 4 縦長型) 特例措置による指定事業所設置(変更)計画中止届出書
特例措置による指定事業所設置(変更)計画中止届出書 年 月 日 神奈川県知事殿	年 月 日 神奈川県知事殿
郵便番号 住 所 氏 名 称及び代表者の氏名 ® 代理人の職・氏名	郵便番号 住 所 氏 名 称及び代表者の氏名 ® 代理人の職・氏名
神奈川県生活環境の保全等に関する条例第17条第8項の規定により次のとおり届け出ます。	神奈川県生活環境の保全等に関する条例第17条第8項の規定により次のとおり届け出ます。
指 定 事業 所 の 名 称 等	指 定 事業 所 の 名 称 等
特例措置事前届出書 年 月 日	特例措置利用届出書 年 月 日
中止年月日年月日	<u>届出年月日</u> 中止年月日 年 月 日
中 止 理 由	中止理由
連 担当部課等名 絡 担当者氏名 電 話 番 号 (内線)	連 担当部課等名 格 担当者氏名 電話番号 (内線)
備考 1 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。2 代理人が届け出る場合には、当該代理人が当該届出についての権限を有することを証する 書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができます ので、係員にお尋ねください。	備考 1 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。2 代理人が届け出る場合には、当該代理人が当該届出についての権限を有することを証する 書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができます ので、係員にお尋ねください。

		新	旧	
19号様コ	式(第44条の4関	引係)(表)(用紙 日本産業規格A4縦長型)	(削除)	
	石	綿排出等作業管理計画等届出書		
		年 月 日		
神奈	※川県知事殿			
		郵便番号		
		住 所		
		氏 名 (法人にあっては、名称) 及び代表者の氏名		
		代理人の職・氏名		
	奈川県生活環境の保全等)届け出ます。	等に関する条例第52条の5第1項(第2項)の規定により次の		
石綿	常排出等工事の名称			
石綿	排出等工事の場所			
石綿掛	排出等作業の実施予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
	管理体制図)			
()	周知実施予定			
8	年 月 日			
		□説明会		
pag.	周知方法	□ 戸別訪問		
周知計画	/H XH 22 14	□ 印刷物の配布		
計画		□ その他 ()		
	△周知対象			
	△周知内容			
Ļ				

		————————————— 新			旧	
		**		(削除)		
	測定実施予定年月日					
石綿濃度測定計画	△測定の場所					
78-25	測定をする者の氏名	氏名又は名称				
	又は名称及び連絡先	電話番号				
連		担当部課等名担当者氏名電話番号	(内線)			
50 5 700 1-200 3	 △印の欄の記載にその記載事項の会と記載し、別紙を認 代理人が届け出るとを証する書類を担 	該当する□内に✔印を記入してくださ こついては、できる限り図面、表等を利 全てを記載することができないときは、 係付してください。 5場合には、当該代理人が当該届出につ 是出してください。なお、一定の場合に ますので、係員にお尋ねください。	川用することとし、同欄 同欄に「別紙のとおり」 かいての権限を有するこ			

新	旧
第 20 号様式(第 44 条の 5 関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)	(削除)
石綿排出等作業完了報告書 年 月 日	
神奈川県知事殿	
郵便番号	
住 所 氏 名 (法人にあっては、名称)	
し及び代表者の氏名 代理人の職・氏名	
神奈川県生活環境の保全等に関する条例第52条の6の規定により次のとおり報告します。	
石綿排出等工事の名称	
石綿排出等工事の場所	
石綿排出等作業の実施期間 年 月 日から 年 月 日まで	
進 絡 先 担当部課等名 担当者氏名 電 話 番 号 (内線)	
備考 代理人が報告する場合には、当該代理人が当該報告についての権限を有することを 証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略するこ	
とができますので、係員にお尋ねください。	

			旧				
新 日号様式(第44条の6関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)				(削除)			
石綿	飛散防止に係る応急	措置等報告書					
			年	月日			
神奈川県知事殿							
	郵便番	2					
	住 克	斤					
	氏	ス (法人にあっては 及び代表者の氏					
	代理人の	の職・氏名					
神奈川県生活環境の保全等します。	等に関する条例第52	条の7第2項の規定	官により次	のとおり報告			
石綿排出等工事の名称							
石綿排出等工事の場所							
事 故 原 因							
事故発生日時	年	月 日午前午後	時	分			
	年年	月 日午前 午後 月 日午後	時時				
事故発生日時経		25VIII.5S					
事故発生日時経 通報 日 時		25VIII.5S					

○神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則(第2条関係)

新					III					
第19号様式(第44条の4関係)(表)(用紙 日本産業規格A4縦長型)(略) (裏)				第19号様式(第44条の4関係)(表)(用紙 日本産業規格A4縦長型)(略) (裏)						(略)
石綿濃	測定実施予定年月日				石綿	測定実施予定年月日				
度測定	△測定の場所				濃度測定計画	△測定の場所				
計画	測定をする者の氏名 又は名称及び連絡先	氏名又は名称 電 話 番 号				測定をする者の氏名 又は名称及び連絡先	氏名又は名称 電 話 番 号			
15	気汚染防止法第18の5第1項又は第4項の定による調査の結果				連	絡 先	担当部課等名 担当者氏名 電話番号		<u>(内線)</u>	
- 連 備考	 △印の欄の記載にその記載事項の会と記載し、別紙を認め、別紙を認め、代理人が届け出るとを証する書類を表する書類を表する書類を表する書類を表する。 	電話番号 (内線) 該当する□内に✔印を記入してください。 こついては、できる限り図面、表等を利用することとし 全てを記載することができないときは、同欄に「別紙の	ちするこ		備考	にその記載事項の と記載し、別紙を記載し、別紙を記載し、別紙を記載し、別紙を記載し、別紙を記載し、別紙を記載し、別紙を記載し、別紙を記載している。	については、でき 全てを記載するこ 添付してください る場合には、当該 提出してください	まる限り図面、表 とができないと い。 な代理人が当該届 い。なお、一定の	等を利用することとし、同 きは、同欄に「別紙のとおり 出についての権限を有する 場合には当該書類の提出を	٤